

投資信託及び投資法人における監査上の取扱い

平成11年5月11日
改正 平成13年11月5日
改正 平成15年2月18日
改正 平成15年9月2日
改正 平成16年10月20日
改正 平成17年1月18日
改正 平成17年12月19日
改正 平成18年7月19日
改正 平成20年5月20日
改正 平成23年10月17日
改正 平成25年2月26日
改正 平成25年10月1日
改正 平成27年3月31日
最終改正 平成28年2月29日
日本公認会計士協会

項番号

I 本実務指針の適用範囲

- 1. 適用範囲 1
- 2. 背景
 - (1) 投資信託及び投資法人に関わる監査制度 4
 - (2) 投信法に基づき組成される投資信託及び投資法人の特徴 5
 - (3) 投資信託及び投資法人に関わる会計及び監査の特徴 9
- 3. 定義 11

II 財務報告の枠組みと監査契約の受嘱

- 1. 投資信託及び投資法人における財務報告の枠組み
 - (1) 投資信託財産の財務諸表 12
 - (2) 投資法人の財務諸表 21
 - (3) 投信法に基づく投資法人の計算書類等 23
- 2. 監査契約の締結 25

III 監査上の留意事項

- 1. ファンドの運営・管理 26
- 2. リスク・アプローチ
 - (1) リスク評価手続 28
 - (2) 統治責任者とのコミュニケーション 29

(3) 情報システムに関するリスク評価手続	30
(4) 特別な検討を必要とするリスク	33
3. リスク対応手続	
(1) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券以外の有価証券の監査	34
(2) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の監査	41
(3) デリバティブ取引の監査	44
(4) 不動産等の監査	45
(5) 投資法人の税会不一致項目及び法人税等の監査	58-2
(6) 投資法人の一時差異等調整引当額及び一時差異等調整積立金の監査	58-4
(7) 外貨建資産等の監査	59
4. ファミリーファンドの取扱い	60
5. ファンド・オブ・ファンズ	62
(1) ファンド・オブ・ファンズの監査契約の締結に関する留意事項	64
(2) 内部統制を含む、ファンド及びファンドを取り巻く環境の理解	67
(3) リスク評価手続	76
(4) リスク対応手続	77
6. オープン・エンド型における純資産（出資勘定）の監査	81
(1) 監査目的	82
(2) リスク対応手続	83
(3) オープン・エンド型投資法人における留意点	85
7. ファンドの中間財務諸表の監査	86
8. 継続企業の前提に関する監査人の検討	
(1) 原則的な取扱い	87
(2) 運用資産が日々時価評価されている投資信託における取扱い	88
(3) 投資法人に関する取扱い	89
IV 適用	91

付録

付録1 監査報告書の文例

付録2 投資法人における買換特例圧縮積立金に係る注記の文例

《Ⅰ 本実務指針の適用範囲》

《1. 適用範囲》

1. 本実務指針は、投資信託及び投資法人の監査に係る実務上の指針を提供するものである。
2. 本実務指針の適用に際し関連する監査基準委員会報告書は、主に以下のとおりである。
 - ・ 監査基準委員会報告書210「監査業務の契約条件の合意」（以下「監基報210」という。）
 - ・ 監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」（以下「監基報220」という。）
 - ・ 監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」（以下「監基報260」という。）
 - ・ 監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」（以下「監基報315」という。）
 - ・ 監査基準委員会報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」（以下「監基報330」という。）
 - ・ 監査基準委員会報告書402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」（以下「監基報402」という。）
 - ・ 監査基準委員会報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
 - ・ 監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」（以下「監基報800」という。）
 - ・ 監査基準委員会報告書910「中間監査」（以下「監基報910」という。）
3. 本実務指針は、監査基準委員会報告書に記載された要求事項を遵守するに当たり、当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示すものであり、新たな要求事項は設けていない。

なお、本実務指針の適用に際しては、本実務指針に記載されている監査基準委員会報告書のみでなく、個々の監査業務に関連する全ての監査基準委員会報告書と併せて理解することが求められている（監査基準委員会報告書200「財務諸表監査の総括的な目的」第21項）。

《2. 背景》

《(1) 投資信託及び投資法人に関わる監査制度》

4. 証券投資信託及び証券投資法人の財務諸表及び計算書類（以下、両者を総称して「財務諸表等」という。）の監査制度は、「旧証券取引法」と「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」（以下「旧投信法」という。）の改正により平成10年12月1日から導入された。この改正により、一定数以上の不特定多数の投資家に向

けて募集をする公募の投資信託受益証券が旧証券取引法の開示制度の対象となり、財務諸表監査が必要となった。当該規定は、金融商品取引法に引き継がれている。

また、旧投信法は平成12年5月に信託会社等による委託者非指図型投資信託の導入や投資対象を不動産等にまで拡大するなどの改正が行われ、同年11月30日より「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」という。）が施行された。投信法では、投資法人に対して、各営業期間の計算関係書類について会計監査人による監査を受けることを義務付けている。さらに、投資法人の投資証券及び投資法人債券は、金融商品取引法第2条に定める有価証券となり、上場等一定の要件に該当した場合には、金融商品取引法の開示制度の対象となり、財務諸表監査が必要となる。

《(2) 投信法に基づき組成される投資信託及び投資法人の特徴》

5. 当実務指針で対象とする投資信託及び投資法人は、投信法で規定される以下の集団投資スキームである。

区 分	内 容
投資信託	投資信託委託会社又は信託会社等が運用指図を行う委託者指図型又は委託者非指図型の契約型投資信託
投資法人	執行役員及び監督役員を擁する会社型投資信託

6. 投資信託及び投資法人は、その発行証券（受益証券又は投資証券）の途中解約・買戻しの可否により、「オープン・エンド型」と「クローズド・エンド型」に分類される。

【途中解約・買戻しの可否による分類】

区 分	内 容
オープン・エンド型	発行証券の解約・買戻しについて発行体自らが応じ、発行証券は発行体の純資産価額で解約又は買戻しされる。それゆえ、原則として随時追加設定が可能となっている。
クローズド・エンド型	発行証券の解約・買戻しに応じない。発行証券は取引所等の市場において売買される。

7. 投資信託及び投資法人の投資対象は、「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」（以下「投信法施行令」という。）第3条に具体的に規定されているが、その典型的な投資対象は有価証券及び不動産（不動産を信託財産とする信託受益権を含

む。)であり、これらの投資対象と投信法に基づく分類とは次表のように関連付けられている。

【投資対象による分類】

投資対象		投信法に基づく分類との関連
有価証券	時価（注）を把握することが極めて困難と認められる有価証券以外の有価証券	投資信託における主要な投資対象として予定されている。有価証券を主要な投資として運用することを目的とする投資信託は「証券投資信託」とよばれる。
	時価（注）を把握することが極めて困難と認められる有価証券	クローズド・エンド型投資法人において、その投資対象として予定されている。有価証券を主要な投資対象として組み込んでいる投資法人は「証券投資法人」とよばれる。
不動産（不動産を信託財産とする信託受益権を含む。）		投資信託及び投資法人いずれにおいても投資対象とされるが、特に投資法人において、不動産を主要な投資対象として組み込んでいる投資法人は「不動産投資法人」とよばれ、投資法人の主流をなすものである。

（注）時価とは公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場（以下「市場価格」という。）に基づく価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第6項）。

なお、平成25年の投信法改正を受けた投信法施行令の平成26年改正により、投資信託及び投資法人の投資対象として、再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権が追加されている。

8. 「証券投資法人」や「不動産投資法人」は、東京証券取引所にそれぞれ上場市場が設けられており、上場する場合には、東京証券取引所の規制等により、クローズド・エンド型であることが求められている。同様に、クローズド・エンド型の委託者指図型（又は非指図型）投資信託の例としては東京証券取引所の「上場投資信託（Exchange Traded Fund）」（以下「ETF」という。）が挙げられる。

《(3) 投資信託及び投資法人に関わる会計及び監査の特徴》

9. 上場を前提としない投資信託は、投資家の資金回収手段として解約・買戻しの仕組みが確保されている。特にオープン・エンド型では随時の解約・買戻し・追加設

定が想定される。また、E T Fのようなクローズド・エンド型投資信託においても、東京証券取引所の規則により日々一口当たり純資産額が公表される。このため、日次で適切な純資産価額が算定されなければならない、投資対象資産が日次で時価評価されるという特徴を持つ。また、それ以外にも、日次での適切な純資産価額算定のための技術的な処理方法や財務諸表への記載方法等が投資信託財産の計算に関する規則（以下「投資信託財産計算規則」という。）等法令や業界団体の自主規制により定められている。そのような特殊性を理解し考慮して、手続を計画・実施することが重要である。

10. 投資法人は、税務上の要件を満たした場合に導管性が認められ、税務上の優遇措置を受けることができる。このため、税務上の要件は満たすものの会計的には必ずしも適切ではない会計処理を行う可能性があるという特徴がある。また、税務上の要件に関連して、投資法人の計算に関する規則（以下「投資法人計算規則」という。）等法令で特殊な財務諸表の記載方法が求められる場合がある。

さらに、投資法人は、不動産や時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券を投資対象とするものが主流であり、再生可能エネルギー発電設備や公共施設等運営権を投資対象とするものも想定される。

このような投資法人の特徴を理解し考慮して、手続を計画・実施することが重要である。

《 3. 定義》

11. 本実務指針において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

	用語	定義
1	投資信託	投信法第2条第2項に定める投資信託委託会社又は信託会社等が運用指図を行う委託者指図型又は委託者非指図型の契約型投資信託をいう。
2	投資法人	資産を主として有価証券、不動産などの特定資産に対する投資として運用することを目的として、投信法に基づき設立された社団をいう。
3	ファンド・オブ・ファンズ	投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに投資法人及び外国投資法人の投資証券への投資を目的とする投資信託（当該投資信託会社が、自ら運用の指図を行う親投資信託の受益証券のみを主要投資対象とするものを除く。）をいう。
4	ファミリーファンド	ベビーファンドがマザーファンドに投資をする仕組みをいう。
5	ベビーファンド	主に親投資信託受益証券に投資を行う投資信託をいう。

6	親投資信託 (マザーファンド)	その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とするもののうち、投資信託約款においてファンド・オブ・ファンズにのみに取得されることが定められている投資信託以外の投資信託をいう。
7	公募投資信託	1億円以上の募集又は売出しなどを行う投資信託で、金融商品取引法に基づく監査証明が求められる投資信託をいう。
8	私募投資信託	公募投資信託以外の投資信託で、金融商品取引法に基づく監査証明が求められない投資信託をいう。

《Ⅱ 財務報告の枠組みと監査契約の受嘱》

《1. 投資信託及び投資法人における財務報告の枠組み》

《(1) 投資信託財産の財務諸表》

《① 投資信託財産の財務諸表》

12. 公募投資信託の場合、投資信託委託会社又は信託会社等が提出する投資信託財産に係る財務諸表（すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表）の用語、様式及び作成方法は、原則として、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）並びに一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとされているが、財務諸表等規則第2条の2の規定により、それらの記載方法等については、投資信託財産計算規則の定めによるものとされている。同様に、投資信託財産の中間財務諸表の作成方法についても原則として、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとされているが、中間財務諸表等規則第38条の3及び第57条の2の規定により、それらの記載方法等については、投資信託財産計算規則の定めによることができるものとされている。

私募投資信託の財務諸表については、法令等で明示的な定めはないが、公募投資信託に準じて上述の規則の定めに従って作成されることが多い。

《② 公募投資信託における財務報告の枠組み》

13. 公募投資信託の財務諸表及び中間財務諸表は、金融商品取引法に基づき作成されることから、広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等に基づいて作成されるため、当該枠組みは一般目的の財務報告の枠組みであり、適正表示の枠組みである。

また、公募投資信託の財務諸表及び中間財務諸表に対しては、法令に基づく監査及び中間監査が行われる。

14. 信託約款の定めに従って満期償還や繰上償還が行われる際も財務諸表が作成されることがある。償還期においても継続企業の前提の下での会計処理が適用可能と考えられるため（第88項）、財務諸表等規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計基準等に準拠して作成される償還期の財務諸表の財務報告の枠組みも、一般目的の財務報告の枠組みであり、適正表示の枠組みである。

ただし、償還される旨が適切に注記されているか留意するとともに、監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第5項における利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であるため、強調して利用者の注意を喚起する必要があるか検討することになる。

また、償還期の財務諸表に対する監査は、法令において監査証明を求められていないことから、任意の監査証明となる点に留意する。

《③ 私募投資信託における財務報告の枠組み》

15. 私募投資信託の財務諸表及び中間財務諸表が、公募投資信託に準じて、財務諸表等規則（中間財務諸表の場合は中間財務諸表等規則）及び投資信託財産計算規則並びに一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等に準拠して作成されている場合の財務報告の枠組みは、償還期の財務諸表も含めて、一般目的の財務報告の枠組みであり、適正表示の枠組みである。
16. 私募投資信託において、複数の計算期間を合算して財務諸表を作成される場合がある。財務諸表の作成対象となる期間は、上述の財務報告の枠組みの分類に影響を及ぼすものではないと考えられる。
17. 私募投資信託において、特定の利用者のニーズを満たすべく特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して財務諸表が作成されることがある。この場合には、特別目的かつ準拠性の枠組みとなる。

具体的には、以下のようなケースが考えられる。

- ・ 財務諸表の注記の一部や附属明細表を省略する。
- ・ 比較情報を省略する。

18. 私募投資信託の財務諸表に対する監査は、法令において監査証明を求められていないことから、任意監査となる。

《④ 特別目的の財務諸表に対する監査上の留意点》

19. 特別目的の財務報告の枠組みの財務諸表に対する監査の契約を締結する場合には、当該財務報告の枠組みが受入可能なものかどうか判断する（監基報210第4項(1)、A4項からA7項及び監基報800第7項）。

また、第17項に例示された開示の省略については、財務諸表等規則等で開示が要請されている趣旨を鑑みて、財務報告の枠組みの受入可能性について慎重な判断を

行うことが重要である。

20. 財務報告の枠組みが受入可能と判断した場合、監査契約書に財務諸表の作成において適用される財務報告の枠組みを記載し、財務諸表の注記にもその旨が記載されることに留意する（監基報210第8項及び監基報800第11項）。

また、監査報告書においても、適用される財務報告の枠組みについて財務諸表の注記への参照及び経営者の責任について一定の記載を行い、財務諸表が特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されていることについての注意喚起の記載を行うことが求められる。さらに、注意喚起に加えて、監査報告書の配布又は利用の制限についても検討し、配布又は利用制限を付することが適切であると判断する場合にはその旨を記載することが求められている（監基報800第12項から第14項）。

《(2) 投資法人の財務諸表》

《① 投資法人の財務諸表》

21. 投資法人の執行役員が作成する投資法人に係る財務諸表（すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表）の用語、様式及び作成方法は、原則として、財務諸表等規則又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとされているが、財務諸表等規則第2条の規定により、それらの記載方法等については、投信法「第三編 投資法人制度 第一章 投資法人 第七節 計算等」の定め（以下「計算規定」という。）及び投資法人計算規則の定めによるものとされている。同様に、投資法人の中間財務諸表の作成方法についても原則として、中間財務諸表等規則又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとされているが、中間財務諸表等規則第38条及び第57条の規定により、それらの記載方法等については、投資法人計算規則の定めによることができるものとされている。

《② 投資法人の金融商品取引法監査における財務報告の枠組み》

22. 金融商品取引法に基づく財務諸表及び中間財務諸表は、広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等に基づいて作成されるため、当該枠組みは一般目的の財務報告の枠組みであり、適正表示の枠組みである。

《(3) 投信法に基づく投資法人の計算書類等》

《① 投信法に基づく投資法人の計算書類等》

23. 投資法人の執行役員が作成する投資法人に係る計算書類等（すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書及び注記表、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書）については、原則として、投信法の計

算規定によるものとされるが、その記載方法等については、投資法人計算規則の定めによるものとされ、投資法人計算規則の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌しなければならないとされている（投資法人計算規則第3条）。

《② 投資法人の投信法監査における財務報告の枠組み》

24. 投信法に基づいて作成する計算書類は、広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等に基づいて作成されるため、当該枠組みは一般目的の財務報告の枠組みであり、適正表示の枠組みである。

《2. 監査契約の締結》

25. 監査契約の締結に当たっては、監基報220に従うこととするが、投資信託又は投資法人（以下「ファンド」という。）の監査の性質に鑑みて以下の点について留意する。
- (1) 経営者等の誠実性や専門性及び監査対象となるファンドのスキームの複雑さを踏まえた十分かつ適切な監査証拠の入手の可否
 - (2) ファンド・オブ・ファンズでは、投資信託委託会社とは別の運用会社が組入ファンドの運用指図を行うことや組入ファンドが海外籍である等、本実務指針の第64項から第80項までの記載事項

《Ⅲ 監査上の留意事項》

《1. ファンドの運営・管理》

26. ファンドの運営・管理には、投資証券・受益証券（投資口及び投資法人債を含む。）の販売・解約・償還、資産の運用・管理・保管、記録の保持・報告及び利益の分配等がある。通常、これらの業務はファンドの種類に応じ以下の者によって遂行される。
- (1) 委託者指図型投資信託…投資信託委託会社、投資運用業者、受託業者（信託会社等）、保管業者、販売業者等
 - (2) 委託者非指図型投資信託…信託会社等、保管業者、販売業者等
 - (3) 投資法人…執行役員、資産運用会社（運用受託）、一般事務受託者、資産保管会社（信託銀行等）、信託受益権を発行している信託銀行等、不動産管理会社、販売業者等
27. 一般的に、これらの業務全般の運営管理責任は、「(1) 委託者指図型投資信託」及び「(2) 委託者非指図型投資信託」（以下、両者を総称して「投資信託」という。）の受益者又は投資法人の投資主（以下、両者を総称して「投資者」という。）

に対する適正な報告を行う責任者、すなわち、投資信託においては信託の設定者たる投資信託委託会社（委託者指図型投資信託）又は信託会社等（委託者非指図型投資信託）の経営者、投資法人においては当該法人の執行役員（以下、両者を総称して「経営者」という。）が負う。したがって、経営者確認書は、当該経営者から入手することになる。

また、ファンドに係る内部統制は、ファンドの業務を遂行する前述の者における内部統制から構成されている。

《 2. リスク・アプローチ 》

《 (1) リスク評価手続 》

28. リスク評価手続は、監基報315に従って行うが、ファンドの特殊性に鑑み、例えば、次の状況に留意する。

- (1) 投資信託は投資信託委託会社等が資産管理を信託会社等に委託しているほか、資産運用等一部の業務についても外部委託している場合が多く、業務の外部依存度が高い。また、投資法人は使用人を雇用することはできないため、執行役員は資産運用会社、一般事務受託者、資産保管会社、不動産管理会社に資産運用・管理、一般事務、資産保管業務を委託している。したがって、ファンドの監査人が委託業務に係る統制リスクの評価を行うに当たっては、監基報402等に従って行う。
- (2) ファンドに関わる経済状況や市場環境等の外部環境は、特に短期間に著しい変化を生じる場合があり、ファンドの運用が、あらかじめ定められた投資目的及び方針に準拠して行われていない可能性がある。
- (3) ファンドの事業活動は、法令等により様々な規制を受けており、さらに、個々のファンドは、それぞれの信託約款又は規約において個別に詳細な制限事項を規定している。法令違反や制限事項の違反は事業活動に重大な影響を及ぼす危険性が高い。
- (4) オープン・エンド型の投資信託の設定・解約等の取引は通常日々公表されている基準価額に基づいて行われる。したがって、もし誤った基準価額が算定・公表された場合は投資信託の資産・損益に影響を与えるのみならず多数の投資者に対しても影響を与える可能性がある。
- (5) 投資信託委託会社等は、通常、一つの投資信託又は投資法人だけを設定、運用、管理するのではなく、投資者のニーズに合わせて多種多様な投資信託又は投資法人を同時並行して設定、運用、管理している。したがって、複数のファンドに共通の内部統制とは別に、個々のファンドに特有の内部統制が構築されている可能性がある。

《(2) 統治責任者とのコミュニケーション》

29. 監基報260では、監査人は、統治責任者とのコミュニケーションを行うことが求められている。契約型投資信託において統治責任者とは、契約型投資信託の戦略的方向性と説明責任を果たしているかどうかを監視する責任を有する者又は組織をいう。これにはプロセスの監視が含まれる。監査人は状況に応じて適切な統治責任者を判断し、コミュニケーションを行うことが重要である。

《(3) 情報システムに関するリスク評価手続》

30. 通常、ファンド、特に投資信託の業務は、情報システムを利用して遂行されている場合が多く、リスク評価手続を実施するに当たっては、「企業の内部統制には、手作業によるものがあるが、自動化されたものも多い。手作業による又は自動化された内部統制の特徴が監査人のリスク評価やリスク対応手続に影響を及ぼすこととなる」（監基報315）ことに留意する。ファンドの業務で利用される情報システムとしては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- (1) 株式・債券発注システム（信託財産を構成する有価証券の買付・売付等に関する業務）
 - (2) 基準価額算定システム（基準価額算出、受託銀行等との残高・基準価額の照合に関する業務）
 - (3) 販売管理システム（設定・解約等に関する業務）
 - (4) 運用監視システム（組入制限等約款遵守状況の監視に関する業務）
31. 不動産等の業務で利用される情報システムとしては、例えば、以下のようなものが考えられる。
- (1) 契約管理システム（テナントとの貸室条件や新規、解約等の異動処理に関する管理業務）
 - (2) 請求管理システム（テナントとの賃料、共益費及び敷金に関する管理業務）
32. これらの情報システムの業務処理統制における依存度が高い場合、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの評価は、IT委員会実務指針第6号「ITを利用した情報システムに関する重要な虚偽表示リスクの識別と評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続について」等に従って行う。

なお、ファンド業務で利用されている情報システムの管理、運用を外部に委託しているファンドについては、監基報402等に従って当該外部委託先の情報システムに関しても重要な虚偽表示リスクを識別し評価した上で、識別したリスクに対応するリスク対応手続を立案し実施することが求められる。

《(4) 特別な検討を必要とするリスク》

33. 監査人は、「リスク評価の過程で、監査人の判断により、識別した重要な虚偽表

示リスクが特別な検討を必要とするリスクであるかどうかを決定しなければならない」（監基報315）が、ファンド監査においては、例えば、判断に依存している以下のアサーションについての検討が重要である。

- (1) 証券投資信託に組み入れられた有価証券のうち、売買停止状態が長期間継続している有価証券の評価
- (2) 証券投資法人が保有する時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の評価
- (3) 不動産投資法人が保有する固定資産の評価

《3. リスク対応手続》

【個別項目に対するリスク対応手続】

《(1) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券以外の有価証券の監査》

《① 監査目的》

34. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券以外の有価証券の監査の主要な目的は、次の事項を確かめることにある。
- (1) 保有有価証券は信託会社等や資産保管会社の責任のもとに保管されていること。
 - (2) 信託会社等における保管有価証券の明細及び数量は、ファンドの記録と合致していること。
 - (3) 有価証券取引は、所定の権限を有する者によって承認され、適切な金額・勘定をもって適切な会計期間に記録されていること。
 - (4) 有価証券は適切に評価され、付随費用は適切に記録されていること。
 - (5) 受取利息・配当金及び売買損益は適切に会計処理されていること。
 - (6) 有価証券には先取特権、質権、その他権利行使に際しての制限的事項がないこと。もし、それらがある場合には適切に把握され、情報が開示されていること。

《② リスク対応手続》

35. 監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために、重要な虚偽表示リスクに対応してリスク対応手続を立案し実施する。

有価証券取引や投資収益のリスク対応手続は原則として試査によって行われるが、その範囲は上記の重要な虚偽表示リスクの水準に応じ立案し実施する。

なお、第36項以下では、重要な監査手続に関して留意する事項を例示している。

(有価証券の実在性の検証手続)

36. ファンドの監査人は、通常、信託会社等に対して期末日現在においてファンドが保有する全ての有価証券残高の確認を行う。

なお、確認手続の対象には、次の取引の残高等を含める。

- ① 発行日取引
- ② 現先取引
- ③ 通貨、金利及び証券先物取引
- ④ 先渡取引及びスワップ取引
- ⑤ 信用売証券及び債券空売証券取引
- ⑥ 借入又は貸付有価証券
- ⑦ プット又はコールオプション取引
- ⑧ その他のデリバティブ取引
- ⑨ 担保取引、差入証拠金代用有価証券又は差入保証金代用有価証券

外国証券の実在性の検証に当たっては、信託会社等が外国の信託会社等と再委託契約を締結する場合が多い。したがって、ファンドの監査人は当該証券のファンドにおける重要性に応じて、再委託契約書の査閲又は再委託先に対する直接確認等の手続を追加的に実施する。

(有価証券の評価の検証手続)

37. 有価証券の評価の検証手続に関しては、次の事項に留意する。

(1) 期末日における時価の検証

運用資産の評価は基準価額に重要な影響を与え、かつ、固有リスクが高いため、ファンドの監査人は、通常、期末日にファンドが保有する全ての有価証券について、時価の妥当性に関する検証を行う。

(2) 市場価格が容易に入手できない有価証券

ファンドの保有する有価証券の市場価格について、信頼できる外部情報を容易に入手できない場合、経営者は、有価証券の合理的に算定された価額を見積もる必要がある。この場合の合理的に算定された価額に関しては、金融商品会計基準及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」という。）に準拠しているかどうかを検討する。

(3) 外国証券の時価の検証

ア. 期末に保有されている外国証券の外貨による時価情報の入手源泉、時価の決定方法及び貸借対照表価額の妥当性を検討する。外国証券の評価に当たっては、時価情報を適時に入手することが困難な場合があり、また入手情報の信頼性の程度を判断することにつき困難を伴う可能性が高い。したがって、ファンドの監査人は、投資信託委託会社が、時価情報の入手経路も含めて、外国証券の評価に関する手続が適切に確立されているかどうかを検討する。

イ. 外貨建外国証券の評価に当たって適用された為替相場の妥当性を検討する。

38. 有価証券取引の検証手続について、有価証券の取得時においては承認の有無、記録の適時性及び正確性並びに受渡しまでの期間及び取得価格の合理性、売却時についてはこれらに加えて売却損益の妥当性が検証の中心となるが、ファンド固有の留意点としては以下の事項がある。

① 株式分割、新株予約権の付与、増資、清算配当等による有価証券残高の修正処理が適切に行われていることを確かめる。

なお、外国株式の非現金配当については適時な情報の入手が国内株式と比較して困難である場合があるため、外国株式の非現金配当の入手に関する統制リスクの評価結果に応じて検証範囲を決定する。

② ファンドの運用が、あらかじめ定められた投資目的及び方針に準拠して行われていることについて、投資信託委託会社が採用している手続を確かめ、その有効性を検証する。

39. 投資収益（受取利息及び配当金）の検証手続について、ファンドの監査人は、投資収益（受取利息及び配当金）の検証のため、実施可能な監査手続を選択する。実施可能な監査手続には、対象期間中の投資収益のサンプルの検証、分析的手続の適用及びこれらの組合せが考えられる。

ファンド固有の留意点としては以下の事項がある。

① 外国からの受取利息及び配当金については、送金制限等法制上の理由から発生ベースでの計上の可否の判断に困難を来すことが考えられるので、未収利息や未収配当金の計上についての内部統制手続が適切か否かを検討するとともに、その回収可能性を検討する。

② 受取配当に関する税務処理の妥当性を検証する。なお、外国証券に対する投資に関する受取利息及び配当金には、外国において源泉税その他の税金が課されていることがある。このような場合、外国源泉所得税の会計処理の妥当性を検討し、また、還付税未収金を計上している場合には、その回収可能性を検討する。

40. 利害関係人との有価証券取引について、ファンドの監査人は、ファンドとその利害関係人との取引に留意する。

投信法、投資信託財産計算規則及び投資法人計算規則はファンドについて投資信託委託会社等の利害関係人等との取引について詳細な開示を求めている。また、金融商品取引法は、ファンドについて利害関係人との取引制限がある場合、有価証券報告書等においてその旨の開示を求めている。

このような利害関係人の存在を確かめるため、ファンドの監査人は監査の実施過程において利害関係人との取引の有無に留意するとともに、経営者に質問を行い、必要に応じて経営者確認書の中に利害関係の有無を記載する。また、ファンドの監査人は以下の項目を記載した投資信託委託会社等の経営者確認書を入手する。

「ファンドと当社との間には、貴監査法人に開示した事項以外に関係がないこと

を、次のとおり確認いたします。

ア．直接又は間接的に利害関係人のいかなる有価証券も所有しておりません。

イ．利害関係人との取引に係る損益の計上、利害関係人への出資・貸付又は利害関係人からの借入は行っておりません。

ウ．利害関係人への不正支出、利益供与又は損失補填は行っておりません。

エ．利害関係人からの不正支出、利益供与又は損失補填は受けておりません。

オ．その他利害関係人との間において違法な取引は行っておりません。」

利害関係人との関係で上記に該当する事項がある場合には、ファンドの監査人は、適法性等に関する意見書等を法律顧問から直接に又は経営者を經由して入手する。

ファンドに証券引受業者、投資運用業者のような利害関係人がいる場合には、投信法、投資信託財産計算規則及び投資法人計算規則により、受益証券の販売手数料や売買取引の委託手数料などファンドへのサービスに関連して当該利害関係人に支払った金額を開示することが求められているために、取引に係る確認状、基礎資料の査閲等を行うことが必要となる場合がある。

《(2) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の監査》

《① 監査目的》

41. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の監査の主要な目的は、次の事項を確かめることにある。

(1) ファンドが直に保有する有価証券（以下「直接保有有価証券」という。）は適切に評価され、付随費用は適切に記録されていること。

(2) ファンドが投資事業有限責任組合等（以下「組合等」という。）を通じて間接的に保有する有価証券（以下「間接保有有価証券」という。）は適切に評価され、付随費用は適切に記録されていること、すなわち、金融商品会計実務指針第308項で述べられているとおり、組合等への出資については多様な実情があることから、資金運用を目的とした出資以外の出資については、契約内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映する会計処理及び表示が選択されていること。

《② リスク対応手続》

42. 監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために、重要な虚偽表示リスクに対応してリスク対応手続を立案し実施する。

有価証券取引や投資収益のリスク対応手続は原則として試査によって行われるが、その範囲は上記の重要な虚偽表示リスクの水準に応じ立案し実施する。

なお、重要な監査手続に関して留意する事項は以下のとおりであり、実在性等の他の検証手続は時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券以外の有価

証券の監査手続に準ずる。

(1) 有価証券取引の検証手続

有価証券の取得に際しては議事録、売買契約書等を査閲し、保有目的を含む投資の意思決定が正規の手続を経て行われ、かつその購入価額が適正な承認を経て決定されていることを確かめる。

(2) 有価証券の評価の検証手続

① 期末日における直接保有有価証券の評価の検証

運用資産の評価は基準価額に重要な影響を与え、かつ、固有リスクが高いため、ファンドの監査人は、期末日にファンドにより保有する全ての有価証券について、評価の妥当性に関する検証を行う。特に、その評価を据え置く場合には、当該投資先の経営環境に関し、ファンドにより投資の意思決定がなされた時点とその環境の状態において著しい変化のないことを確かめる。

② 期末日における間接保有有価証券の評価の検証

間接保有有価証券の場合、組合等の監査人がファンドの監査人と同一の場合は、業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」に準じ、監査人が相違する場合は、監査基準委員会報告書600「グループ監査」に準じた監査を行う。なお、組合等が監査を受けていない場合は、ファンドの監査人は当該間接保有有価証券に対し、直接保有有価証券の評価の検証に準じた監査を行うことに留意する。

43. 削 除

《(3) デリバティブ取引の監査》

44. デリバティブ取引の監査手続は《(1) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券以外の有価証券の監査》に準ずるが、具体的には銀行等監査特別委員会報告第3号「銀行等金融機関のデリバティブ取引の監査手続に関する実務指針」に従って実施する。

《(4) 不動産等の監査》

《① 不動産等の範囲》

45. ここで不動産等とは、ファンドの投資対象としての下記の資産をいう。

- (1) 不動産
- (2) 不動産の賃借権
- (3) 地上権
- (4) 不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権
- (5) 不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

- (6) 当事者の一方が相手方の行う(1)から(5)までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分
- (7) 信託財産を主として(1)から(4)までに掲げる資産の運用のための匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- (8) 信託財産を主として(1)から(4)までに掲げる資産の運用のための投資事業有限責任組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

《② 監査目的》

46. 不動産等の監査の主要な目的は、次の事項を確かめることにある。
- (1) 不動産等は実在し、信託会社等の責任のもとに管理・保管されていること。
 - (2) 信託会社等における不動産等の明細等は、ファンドの記録と合致していること。
 - (3) 不動産等取引は、所定の権限を有する者によって承認され、適切な金額・勘定及び会計期間に記録されていること。
 - (4) 不動産等は適切に評価され、会計処理されていること。
 - (5) 投資収益・投資費用、処分損益等は適切に会計処理されていること。
 - (6) 不動産等に抵当権等が設定されている等、権利行使に際しての制限事項がある場合にはそれらが適切に把握され、情報が開示されていること。

《③ 不動産等の取引におけるリスクの評価手続と対応手続》

47. 不動産等の監査におけるリスク評価手続の中で、特に重要な業務上のプロセスは次のとおりであり、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを評価するために留意する。
- (1) 不動産等投資の選定、承認、決定に関する業務
 - (2) 不動産等の取得及び売却契約並びに現金の授受に関する業務
 - (3) 不動産等の取得や売却等に係る時価の算定及び手続に関する業務
 - (4) 不動産の資産保全に関する業務
 - (5) 不動産の維持・修繕・改良に関わる業務
 - (6) テナントの募集、信用調査、決定に関する業務
 - (7) テナントとの契約締結、更新に関する業務
 - (8) テナントへの賃料の請求、入金、未収金管理に関する業務
 - (9) 業務委託先からの請求、支払の管理に関する業務
 - (10) 資金調達に係る担保提供に関する業務

なお、不動産等の保全・管理・運営に関し資産保管会社、資産運用会社、不動産管理会社、一般事務受託者に業務を委託している場合には、監基報402等に従って行

う。

また、不動産等の監査におけるリスク対応手続において、不動産の取得及び売却取引は取引ごとの個性が強く、固有リスクが高いため、通常、全ての重要な取引について実証手続による検証を行う。

《④ リスク対応手続》

48. 監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために、重要な虚偽表示リスクに対応してリスク対応手続を立案し実施する。

投資収益・費用のリスク対応手続は原則として試査によって行われるが、その範囲は上記の重要な虚偽表示リスクの水準に応じ立案し実施する。

監査手続において留意すべき重要な事項は次のとおりである。

(1) 不動産等の実在性の検証手続

不動産等の実在性を検証するための主要な手続は、次のとおりである。

- ① 原則として、不動産等を取得した場合は、権利証、信託受益権証書、登記簿謄本等の閲覧を行う。
- ② 必要に応じて、不動産等の視察、実査又は確認により実在性を検証する。

(2) 不動産等の取引の検証手続

不動産等の取引の主要な検証手続は、次のとおりである。

- ① 不動産等の購入については所定の承認を得ていることを確かめるとともに、売買契約書、鑑定評価書、登記簿謄本等により取引の正当性、取引価格及び資産計上時期の妥当性を検証する。
- ② 新規取得資産の取得諸経費として取得価額に算入されている付随費用については、資産計上の妥当性及びその処理の妥当性を確かめる。
- ③ 不動産の取得価額については、建物と土地への区分計上が合理的に行われているかを検討する。特に、取得価額と鑑定評価書の積算価格に大きな乖離がある場合は、その原因を調査し、当該乖離額の建物と土地への配分方法の妥当性を検討する。
- ④ 取得資産の耐用年数が経済的使用可能予測期間に見合ったものであるかをエンジニアリングレポート等により検討する。また、残存価格の算定方法の妥当性を検証する。なお、税法耐用年数等に基づく残存耐用年数が経済的使用可能予測期間と著しい相違がある等の不合理と認められる事情のない限り、当該残存耐用年数を経済的使用可能予測期間とみなすことができる。
- ⑤ 資本的支出と修繕費の区分の判断や修繕費の計上時期の判断に当たっては、会計上の処理と税務上の処理が乖離する可能性があるため、その処理基準を把握し、その処理の継続性及び妥当性を確かめる。
- ⑥ 不動産等の売却については所定の承認を得ていることを確かめるとともに、

売買契約書、鑑定評価書等により取引価格の妥当性を検証する。

(3) 資産除去債務の検証手続

資産除去債務の計上の要否について、エンジニアリングレポートや関連する契約書を閲覧し、企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」に従って適切に処理されていることを検討する。

(4) 投資収益の検証手続

保有する不動産等の主たる収入等はテナントからの賃料収入等であるが、これらの業務処理は一般的に外部に委託しているため、新規契約や貸室条件の異動等がある場合には、業務処理の遅延等によりテナントへの賃料等の請求漏れ等の可能性に留意する。投資収益の検証に当たっては賃料の請求、入金管理を行っている資産運用会社等からの請求一覧表を賃料台帳、会計帳簿等と照合し、収益計上額の妥当性を検証する。

(5) 投資費用の検証手続

不動産等に係る主な投資費用は、信託銀行、資産運用会社、保守管理会社等への業務委託費用、不動産等に関して課せられる固定資産税等の公租公課、損害保険料、水道光熱費、修繕費等の諸経費であるが、これらの業務処理は一般的に外部に委託しているため、請求書や工事完了報告書等の遅延等によっては期間帰属の妥当性が保たれない可能性があることに留意する。投資費用の検証に当たっては、関係記録及び見積書、契約書、請求書、賦課決定通知書等の証拠資料と突合し、計上金額及び期間帰属の妥当性の検証を行う。

(6) 不動産等の評価の検証手続

ファンドの監査人は、ファンドに含まれる販売用不動産等については監査・保証実務委員会報告第69号「販売用不動産等の評価に関する監査上の取扱い」及び適用されている場合には企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」に従い、また、固定資産については「固定資産の減損に係る会計基準」及び企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に従って適切に処理されていることを検討する。

(7) 不動産等を組入資産とする組合等への出資の検証手続

不動産等を組入資産とする組合等への出資については、出資内容、出資割合、組入資産の時価や特性、優先劣後等の権利関係等を踏まえてリスクを評価し、その結果及び金額の重要性に応じて、(1)から(6)までの手続を実施する。

なお、組合等への出資が、金融商品会計実務指針第308項に従って経済実態を適切に反映する会計処理及び表示が行われているか検討し、持分相当額を純額で取り込む方法が妥当でない場合があることに留意する。

《⑤ その他の留意事項》

49. 削 除

《ア. 利害関係人との不動産等取引》

50. 不動産投資信託や投資法人では投信法で定める利害関係人等と不動産等に関する取引を行う可能性がある。ファンドの監査人は、ファンドとその利害関係人等との取引に留意する。

《イ. 特殊な状況下においてファンドが不動産を取得した場合の留意事項》

51. ファンドが以下の例示のような特殊な状況下において不動産を取得する場合には、当該不動産売買取引に係る会計処理及び開示（注記事項を含む。）について十分に検討し、慎重に監査手続を実施する。その際、監査委員会報告第27号「関係会社間の取引に係る土地・設備等の売却益の計上についての監査上の取扱い」2. に記載されているような留意事項は、不動産を取得するファンド側の会計処理等を検討する上でも参考となる。
- (1) ファンドが売戻選択権付で不動産を取得している場合
 - (2) 譲渡人が買戻選択権付で不動産を売却している場合
 - (3) ファンドに資金調達能力がない等の理由により、不動産の譲渡人（不動産の譲渡人の連結子会社及び持分法適用会社を含む。）が譲渡代金の全部又は一部として、ファンドが発行する投資証券、受益証券又は投資法人債を引受け（譲渡人の貸付及び債務保証を含む。）、その資金によってファンドが譲渡代金を支払う場合
 - (4) 取得した不動産に関して不動産の譲渡人による何らかの処分制限がある場合（不動産譲渡人が保有する権利の行使によりファンドが自らの意思に反して不動産保有を継続できなくなる場合を含む。）

《ウ. 価格情報の記載》

52. 投資信託財産計算規則又は投資法人計算規則により、運用報告書又は資産運用報告において、物件ごとに、当期末現在における価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。）を表示することとされている（投資信託財産計算規則第58条第1項第8号ロ、投資法人計算規則第73条第1項第7号ロ）。
53. しかしながら、投資信託財産に係る運用報告書は監査の対象外であり、また投資法人の資産運用報告における当該価格情報は参考情報であり、会計に関する部分には該当しないため、同様に監査の対象となるものではない。
54. なお、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」上でも当該価格情報は

参考情報であり、監査の対象となるものではない。

《エ. 投信法に基づく投資法人の計算書類等において2期開示を行っている場合の留意点》

55. 投信法に基づく投資法人の計算書類等において、参考情報として前期分の開示が行われている。過年度遡及修正が行われた場合には、当該計算書類等の前期分の開示と金融商品取引法に基づく投資法人の財務諸表の前期比較情報（注記を含む。）が異なる可能性があるため、開示内容の妥当性を検討する上で特に留意する。

《オ. 買換特例圧縮積立金》

（買換特例圧縮積立金の積立て）

56. 投資法人計算規則第2条第2項第28号に定める買換特例圧縮積立金（以下「買換特例圧縮積立金」という。）は金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てられる任意積立金であり投資法人に特有なものである。投資法人が積立てを行う際、積立てを行う各事業年度において、同号に規定されている金額を満たした場合にはその全額が買換特例圧縮積立金とされ、それ以外の場合にはその全額が該当せず、買換特例圧縮積立金以外のその他の任意積立金となることに留意する。

なお、正確な判定計算は投資法人計算規則第2条第2項第28号を参照されたい。

（買換特例圧縮積立金の取崩し）

57. 買換特例圧縮積立金は任意積立金ではあるものの、その取崩しについては、投資法人計算規則第18条の2において、認められる場合及び上限金額又は金額が定められているため留意する。買換特例圧縮積立金の目的取崩しについては損益計算書において、その他の任意積立金の取崩しとは区分して表示することが求められる。また、目的外取崩しについては金銭の分配に係る計算書において当該積立金取崩高を示す名称を付した項目をもって区分して表示することに留意する。なお、租税特別措置法施行規則第22条の19第9項において、買換特例圧縮積立金の取崩しについて、税務上の配当可能利益に加算すべき金額が定められている。

買換特例圧縮積立金の性質を踏まえると、税務上の益金算入に合わせた取崩しであっても当初からそれを企図して行う取崩しについては、一般に、目的に合致した取崩しとして考えられるが、導管性要件充足を目的とした投資法人計算規則第18条の2第1項第3号に掲げる取崩しは通常、当初は予期されておらず、また、多額となり得ることから、金銭の分配に係る計算書において目的外取崩しとして表示し、投資法人計算規則第79条に規定する分配金の額の算出方法の表示に含めてその経緯を説明することが通常と考えられる。

(買換特例圧縮積立金に関する開示)

58. 買換特例圧縮積立金は、投資法人計算規則第39条第5項、第54条第3項、第56条第5項並びに第76条第2項及び第3項により、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書及び金銭の分配に係る計算書において残高又は異動について区分掲記が求められている点に留意する。また、投資法人計算規則第70条を踏まえ、以下の事項が注記されていることが多いと考えられるため、その内容の妥当性に留意する。なお、付録2に一般的な注記の文例を示している。

- ・ 投資法人計算規則第2条第2項第28号に定める買換特例圧縮積立金である旨
- ・ 内訳
- ・ 対象資産、発生原因、金額及び残高
- ・ 取崩方針
- ・ 当期取崩しについての説明
- ・ 積立てを行った期についてはその金額
- ・ 取崩しを行った期についてはその金額及び損益計算書又は金銭の分配に係る計算書における取崩しの別

《(5) 投資法人の税会不一致項目及び法人税等の監査》

58-2. 投資法人における分配金額の算出は、投資法人規約に定めた分配方針に従うことになるが、現行の税務上、一定の要件を満たす場合には、その支払分配金を損金に算入することが認められている(租税特別措置法第67条の15)。このため、投資法人では、税務上の要件を満たすように会計処理を行う可能性があり、会計上と税務上の処理との間に相違が生じる可能性がある場合には十分に留意する。

58-3. 投資法人においても、企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合においては、一般企業と同様に税効果会計を適用する必要がある。ただし、前項のとおり、一定の要件を満たす場合には支払分配金が損金算入されること、また、第58-4項に記載のとおりこれらの相違について投資法人が一定の対応を行うことで、課税所得が減少することがあることについて留意するものとする。

《(6) 投資法人の一時差異等調整引当額及び一時差異等調整積立金の監査》

(一時差異等調整引当額及び一時差異等調整積立金)

58-4. 平成27年度税制改正に伴い、一時差異等調整引当額及び一時差異等調整積立金に係る制度が設けられた。一時差異等調整引当額は、利益超過分配金額のうち所得超過税会不一致等の範囲内において利益処分に充当するものをいい、金銭の分配に係る計算書に基づき計上される出資総額又は出資剰余金からの控除科目である。他方、一時差異等調整積立金は、利益超過税会不一致の範囲内において、将来の利益

処分への充当を目的として留保するために、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てられる任意積立金である。これらの制度は、会計上の会計処理と税務上の会計処理が異なる場合でも、投資法人の税負担について一定の配慮を行うため設けられたものである。

なお、税会不一致、一時差異等調整引当額、所得超過税会不一致、一時差異等調整積立金及び利益超過税会不一致等の用語の定義については、投資法人計算規則第2条第2項第29号、第30号及び第31号を参照されたい。また、一時差異等調整引当額及び一時差異等調整積立金の取扱いについては、投資法人計算規則に加え、投資信託協会の関連諸規則を参照されたい。

(一時差異等調整引当額の引当て)

58-5. 一時差異等調整引当額は利益超過分配金額であることから、利益（投信法に定めるものをいう。）が存在する状況においてはこれを計上することができない。例えば、一時差異等調整積立金が過年度において計上されている状況で、当期に所得超過税会不一致が存在する場合においては、まず一時差異等調整積立金を取り崩して利益処分に充当することになる。また、一時差異等調整引当額の引当時ににおいて、戻入れの方法を定める必要がある点についても併せて留意する。

(一時差異等調整引当額の戻入れ)

58-6. 一時差異等調整引当額の戻入れの時期については、その計上の原因となった税会不一致の解消時期や引当時に定めた戻入れの方法との整合性に留意する。

(一時差異等調整引当額に関する開示)

58-7. 一時差異等調整引当額は、投資法人計算規則第39条第3項及び第6項、第77条並びに第78条により、貸借対照表及び金銭の分配に係る計算書において残高又は異動について区分掲記が求められている点に留意する。また、投資法人計算規則第62条第13号において、貸借対照表に関する注記として、一時差異等調整引当額の戻入れの処理に関する事項の注記が求められていること、及び投資法人計算規則第70条を踏まえ、一時差異等調整引当額を計上する金銭の分配に関する計算書に係る営業期間のその他の注記においても、一時差異等調整引当額に係る以下の事項が注記されていることが多いと考えられることから、その内容の妥当性に留意する。

- ・ 引当て及び戻入れの発生事由、発生した資産等
- ・ 引当額及び戻入額
- ・ 戻入れの具体的な方法

(一時差異等調整積立金の積立て)

58-8. 一時差異等調整積立金の積立時において、取崩しの方法を定める必要がある点について留意する。なお、負ののれんや合併に伴う資産簿価差異に起因する一時差異等調整積立金に係る取崩しの方法については、投資信託協会が定める「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」において、50年以内の想定する取崩し期間で每期均等額以上の取崩しを行うものとする旨の規定がある点に併せて留意する。

(一時差異等調整積立金の取崩し)

58-9. 一時差異等調整積立金の取崩しの時期については、積立時に定めた取崩しの方法との整合性に留意する。また、一時差異等調整積立金の積立て及び取崩しは、配当金の加減算と密接に関係しているため、その取崩しについては、金銭の分配に係る計算書において、一時差異等調整積立金の取崩高として表示されることが通常と考えられる。

(一時差異等調整積立金に関する開示)

58-10. 一時差異等調整積立金は、投資法人計算規則第39条第5項、第56条第5項並びに第76条第2項及び第3項により、貸借対照表及び金銭の分配に係る計算書において残高又は異動について区分掲記が求められている点に留意する。また、投資法人計算規則第62条第13号において、貸借対照表に関する注記として、一時差異等調整積立金の取崩しの処理に関する事項の注記が求められていること、及び投資法人計算規則第70条を踏まえ、一時差異等調整積立金を計上する金銭の分配に関する計算書に係る営業期間のその他の注記においても、一時差異等調整積立金に係る以下の事項が注記されていることが多いと考えられることから、その内容の妥当性に留意する。

- ・ 積立て及び取崩しの発生事由等
- ・ 積立額及び取崩額
- ・ 取崩しの具体的な方法

《(7) 外貨建資産等の監査》

59. 外貨建資産等の会計処理は、「外貨建取引等会計処理基準」等に従い適切に行われていることを検討する。

なお、投資信託の外貨建資産等の会計処理については、別途、投資信託財産計算規則第60条及び第61条において規定されている。

したがって、外貨建資産等の会計処理について投資信託が上記処理を採用している場合には、投資信託協会が定めた規定等に基づいた合理的な方法に従って適切に行われていることを検討する。

【特殊な投資形態の取扱い】

《4. ファミリーファンドの取扱い》

60. ファミリーファンドの場合、監査対象となるのはベビーファンドの財務諸表であるが、ベビーファンドは主に親投資信託（マザーファンド）の受益証券を保有しており、ベビーファンドの監査においては親投資信託の基準価額の評価の妥当性を確かめる。
61. ここで、親投資信託の基準価額の評価の妥当性を確かめるためには、親投資信託が保有する有価証券やデリバティブ取引等に対して、ベビーファンドの決算日での取引残高について本実務指針の取扱いを参考とし、監査手続を行うものとする。

《5. ファンド・オブ・ファンズ》

62. ファンド・オブ・ファンズとは、主に投資信託や投資法人（以下「組入ファンド」という。）に投資する投資信託である。ファミリーファンドでは、投資信託委託会社自らが投資対象である親投資信託の運用指図を行うが、ファンド・オブ・ファンズの場合は、基本的に投資信託委託会社とは別の運用会社が組入ファンドの運用指図を行う。また、その他の違いとして、ファミリーファンドでは親投資信託に信託報酬が発生しないが、ファンド・オブ・ファンズの場合、組入ファンドでも信託報酬等が発生する等が挙げられる。
63. ファンド・オブ・ファンズでは国内のファンドに投資するものと外国籍のものに投資する場合の双方がある。後者において投資対象となる外国籍投信のスキームでは、法形態としては、大きく分けて法人型、組合型及び信託型等が挙げられる。法人型とは、当該国の会社法等に基づいて設立された法人格を利用したファンドであり、日本における投資法人のようなものや投資会社がある。また、組合型では投資事業組合やリミテッド・パートナーシップ（以下「LPS」という。）のようなものがある。さらに信託型とは、信託会社が信託契約に基づき投資家の資産を受託して設定される形態である。

外国籍投信の運営に関与する関係者（以下「組入ファンドの関係者」という。）はスキームごとに異なるが、例えば、以下が挙げられる。ただし、法形態によっては、該当がないものや、2つ以上の役割を1者が兼任しているケースがある。

- ・ インベストメントマネージャー（運用会社、運用業者）

ファンドの投資運用を委託された運用会社（以下「組入ファンドの運用会社」という。）であり、ファンドの投資運用・指図を行う。

- ・ カストディアン（預託機関）

カストディー契約に基づき、ファンドの資産を管理・保管し、インベストメントマネージャー又はマネジメントカンパニーからの指図に基づき、資産の出入を記帳する責任を持つ。

- ・ トラスティ
信託型のファンドにおける信託受託者であり、通常、信託会社や信託銀行が業務を行う。
- ・ アドミニストレーター
ファンドのバックオフィス業務を提供する。一般に、アドミニストレーターは、ファンドの会計記帳、基準価額の計算、及び年度決算書、半期報告書の作成に責任を持つ。
- ・ トランスファー・エージェント
会社型のファンドにおける株主口座事務、配当及びキャピタルゲインの計算及び株主向け報告の作成と提出等を行う。
- ・ マネージメントカンパニー（管理会社）
ファンドの管理・運営会社。ここでの「管理・運営」には、運用の意思決定、分配、事務まで含まれる。ただし、実際には、マネージメントカンパニーは、ほとんど全ての機能を外部に委託し、それらの外部委託者を管理・監督する機能に特化していることも多い。また、必ずしもマネージメントカンパニーが別途設定されず、ファンド自体がマネージメントカンパニーそのものとなっている場合もある。

《(1) ファンド・オブ・ファンズの監査契約の締結に関する留意事項》

64. ファンド・オブ・ファンズについては、そのスキーム、組入ファンドの運用資産、国籍、法形態が様々であるため、それらに応じたリスクを認識し、監査手続を立案する。そのため、ファンド・オブ・ファンズの監査契約の締結に当たっては、監査人は、認識したリスクに応じた十分かつ適切な監査証拠の入手が可能であることを事前に検討する。
65. 十分かつ適切な監査証拠の入手可能性の検討において留意すべき事項としては、例えば、以下が挙げられる。
- (1) ファンド・オブ・ファンズの財務諸表における組入ファンドの重要性
 - (2) 組入ファンドの投資方針、スキームの複雑性、私募又は公募の別、組合やLP S、信託型又は法人型の別、オープン・エンド型又はクローズド・エンド型の別や投資先の性質、流動性、価格変動の大きさ
 - (3) 組入ファンドの国籍と適用される規制、適用される財務報告の枠組みと投資先の評価方法及び会計監査人（以下、組入ファンドの財務諸表の監査人を「組入ファンドの会計監査人」という。）の有無とその信頼性及び適用されている監査基準。特に組入ファンドの会計監査人が選任されていない場合には、監査契約の締結の際に慎重な検討を要すると考えられる。
 - (4) 組入ファンドの関係者の信頼性や関係性。特にこれらの者が同一グループによ

り構成されている場合は、相互の内部牽制が機能しているかに十分留意する。

- (5) 組入ファンドの関係者が米国公認会計士協会(AICPA)の策定したStatement on Standards for Attestation Engagements No.16(以下「SSAE16」という。)や監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」(以下「監保実86号」という。)等に基づく受託業務に係る内部統制の保証業務を受けている場合には、それらの保証報告書の対象となっている業務及び期間と保証報告書の内容
- (6) 投資信託委託会社における組入ファンドの運用会社に対する選定時及び継続的なモニタリング体制の有無
66. 検討の結果、組入ファンドの实在性や評価の妥当性に関して十分かつ適切な監査証拠の入手が困難であると想定される場合には、当該ファンド・オブ・ファンズの監査契約の締結について慎重に判断すべきである。特に、固有リスクが高く、投資信託委託会社の内部統制にも依拠できない場合には、例えば、第79項で記述される実証手続及び当該手続の実施の可否について十分に考慮した上で、監査契約の締結が可能か否かを決定すべきである。

《(2) 内部統制を含む、ファンド及びファンドを取り巻く環境の理解》

《① ファンド及びファンドを取り巻く環境》

67. 監査人は、ファンド及びファンドを取り巻く環境を理解した上で、監査計画を策定する。ファンド及びファンドを取り巻く環境の理解において留意すべき事項は、第65項(1)から(6)までに掲げたとおりである。
68. アドミニストレーター等から通知される組入ファンドの基準価額の信頼性を評価するため、監査人は、投資信託委託会社が入手した組入ファンドの直近の監査済み財務諸表の監査報告書の意見及び財務諸表の内容について吟味する。また、当該財務諸表上の期末日の基準価額と同日のファンド・オブ・ファンズの組入ファンドの評価額に重要な差異がないか確認する。無限定適正意見以外の監査意見が表明されていたり、財務諸表上の基準価額とファンド・オブ・ファンズが採用した評価額とに重要な差異が発生している場合には、その理由について確認し、損益計算書に与える影響やファンド・オブ・ファンズの期末日現在において同様な事象が発生していないかどうかを検討する。
69. なお、組入ファンドに会計監査人が選任されておらず、監査が実施されていない場合には、一般に固有リスクは高いと判断されるため、内部統制評価やリスク対応手続において、より深度ある監査手続を実施することに留意する。また、第65項(3)についても考慮する。
70. 監査人は、監査リスクに応じて、組入ファンドから定期的に報告されている運用結果が異常なものとなっていないかどうか検討する。

《② 内部統制》

71. ファンド・オブ・ファンズの内部統制の理解に当たっては、投資信託委託会社における組入ファンドの運用会社に対する選定時及び投資後のモニタリング体制や投資信託委託会社における組入ファンドの基準価額の検証プロセスを理解する。またこれらを理解する際に、当該内部統制のデザインを評価し、これらが業務に適用されているかどうかについて、担当者への質問とその他の手続を実施して評価する。

《ア. 選定時モニタリング体制》

72. 投資信託委託会社における組入ファンドの運用会社に対する選定時のモニタリングとして、組入ファンドの選定時点における組入ファンドに係るデューディリジェンスが投資信託委託会社において適切に実施されているかどうかを理解する。組入ファンドの選定時点におけるデューディリジェンスとしては、例えば、以下が考えられる。

- ・ 組入ファンドの運用会社とのミーティングの実施
- ・ 組入ファンドの運用会社への訪問（バックオフィスに対するオペレーショナルデューディリジェンス及びミドルオフィスのモニタリング体制に関するデューディリジェンスの実施）
- ・ 組入ファンドの運用会社の投資戦略、手続、ポートフォリオの評価
- ・ 目論見書等の投資に関する書類のレビュー

《イ. 継続モニタリング体制》

73. 投資信託委託会社における組入ファンドの運用会社に対する投資後のモニタリングとして、組入ファンドの継続的モニタリングが投資信託委託会社において適切に実施されているかどうかを理解する。組入ファンドの継続的モニタリングとしては、例えば、以下が考えられる。

- ・ 組入ファンドの運用会社との定期的なミーティングの実施
- ・ 特別な事象が発生した場合の臨時的デューディリジェンスの実施
- ・ 組入ファンドの運用会社、アドミニストレーター、カストディアン、会計監査人等に関する監督当局や証券取引所等による開示情報の把握と検討
- ・ 定期的な投資明細の入手及び検証
- ・ 組入ファンドの運用会社、アドミニストレーター、カストディアンのSSAE16や監保実86号等に基づく受託会社の内部統制の記述書及び受託会社監査人の保証報告書の定期的かつタイムリーな入手と内容の評価
- ・ 組入ファンドの運用会社における基準価額のモニタリング手法の理解

74. 投資信託委託会社において、組入ファンドの監査済み財務諸表の適時の入手と内

容の吟味が適切に実施されているかどうかを理解する。

《ウ. 基準価額モニタリング体制》

75. 組入ファンドの基準価額のモニタリングが投資信託委託会社において適切に実施されているかどうかを理解する。組入ファンドの基準価額のモニタリングとしては、例えば、以下が考えられる。

(組入ファンドが公募ファンドの場合)

公表された市場価格又は基準価額と一致しているかどうかの検証

(組入ファンドが私募ファンドの場合)

通知された基準価額に対する異常値等のモニタリング

通知された基準価額のベンチマークとの比較

通知された基準価額と監査済み財務諸表上の基準価額との比較

《(3) リスク評価手続》

76. ファンド・オブ・ファンズにおいても、監査人はリスク評価手続を実施し、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクとアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し、評価を行う（《Ⅲ 監査上の留意事項》《2. リスク・アプローチ》参照）。ファンド・オブ・ファンズの重要な虚偽表示リスクの識別と評価に当たっては、前述のとおり、組入ファンドの運用指図や運用資産の保管管理が基本的に投資信託委託会社とは別の運用会社や受託銀行とは別のカストディアン等によって行われる点に留意する。

このような特徴を踏まえて、ファンド・オブ・ファンズにおいては、例えば、第33項に例示されている特別な検討を必要とするリスクに加えて、以下のアサーションについて、検討を行う。

(1) 組入ファンドの実質的な運用資産の実在性

(2) 組入ファンドの基準価額の前提となる実質的な運用資産の評価

《(4) リスク対応手続》

77. 監査人は監基報330に従い、評価したリスクに対応して運用評価手続及び実証手続を実施する。

《① 運用評価手続》

78. 投資信託委託会社において適切なモニタリング体制が構築されている場合には、内部統制に依拠することを検討する。監査人は、関連する内部統制の運用状況の有効性に関して、十分かつ適切な監査証拠を入手する運用評価手続を立案し、実施す

る。

《② 実証手続》

79. ファンド・オブ・ファンズについて考えられる実証手続の例としては以下が考えられるが、リスク評価及び内部統制の整備運用状況の評価結果を勘案して、監査手続を取捨選択し、実施する。また、リスク評価の結果、監査リスクが高いと判断される場合には、実施すべき実証手続の十分性について慎重に判断すべきである。

- (1) 組入ファンドの基準価額について分析的実証手続を実施する。
- (2) ファンド・オブ・ファンズの決算日時点の組入ファンドの基準価額について、アドミニストレーター等に対する確認手続を行う。
- (3) ファンド・オブ・ファンズの決算日時点の組入ファンドの運用資産についてカストディアン等に残高確認を行う。
- (4) ファンド・オブ・ファンズの決算日時点の組入ファンドの試算表や投資明細を入手し、監査人自ら運用資産の時価の検証を行う。
- (5) 組入ファンドの関係者に対して質問を行う。
- (6) 組入ファンドの直近の監査済み財務諸表を組入ファンドの会計監査人から直接入手する。また、組入ファンドの会計監査人に対して質問を行う。

《③ 意見の形成に当たっての留意事項》

80. リスク評価の結果、監査リスクが高いと判断され、かつ上記に例示したような実証手続が実施できず十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合又は上記実証手続でも十分かつ適切な監査証拠が得られない場合には、監査人は、監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」に基づき監査報告書において除外事項付意見を表明することを検討する。

【運用形態の違いに基づく取扱い】

《6. オープン・エンド型における純資産（出資勘定）の監査》

81. オープン・エンド型のファンドの純資産（出資勘定）は、一般企業の資本勘定とは異なり、追加設定又は一部解約等により通常日々変動し、収益の分配も頻繁に行われることを十分に留意した上で監査手続を実施する。

《(1) 監査目的》

82. オープン・エンド型の純資産又は出資勘定の主要な監査目的は、次の事項を確かめることにある。

- (1) 期末現在の発行済受益証券口数（投資口数）が適正に計上されていること。
- (2) 日々の一口当たり純資産価額の算定に当たって使用される発行済受益証券口数

(投資口数)を把握する手続が適切なものであること。

- (3) 期末における一単位当たり（投資一口当たり）の純資産の額が適切に計算されていること。
- (4) 未払解約金・償還金が適正に計上されていること。
- (5) 収益（金銭）の分配において元本（出資総額又は出資剰余金）からの払戻しに相当する部分がある場合には、当該金額が正しく算定され、元本（出資総額又は出資剰余金）から適切に控除されていること。
- (6) 収益分配金及びその再投資契約がある場合には、当該再投資金額が適正に計算され、会計処理されていること。
- (7) 純資産（出資勘定）の帳簿記録に係る維持及び管理のための手続が適切なものであること。

《(2) リスク対応手続》

83. 純資産の監査においても監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために、重要な虚偽表示リスクに対応してリスク対応手続を立案し実施する。

ファンドの監査人が統制リスクの評価を行うに当たり、特に留意すべき業務は、次のとおりである。

- (1) 受益証券（投資証券）の販売に関する業務
- (2) 受益証券（投資証券）の解約・償還に関する業務
- (3) 受益証券（投資証券）の販売に係る資金の入金及び解約金・償還金の支払に関する業務
- (4) 収益（金銭）分配金の決定方法に関する業務
- (5) 収益（金銭）分配金の再投資に関する業務
- (6) 収益（金銭）分配金の支払に関する業務
- (7) 受益証券（投資証券）の物理的管理に関する業務
- (8) 投資者に対する報告書等の送付に関する業務

84. なお、監査手続の実施において留意すべき重要な事項は以下のとおりである。

- (1) 受益証券（投資証券）の販売及び解約並びにその決済に関する記録の妥当性の検証
 - ① 投資者又は販売業者からの受益証券（投資証券）購入及び解約申込書等の証憑と実際に投資者又は販売業者に送付した計算書との突合を行う。
 - ② 法令及び諸規則、目論見書、約款、規約等に定められた方法への準拠性のテストを行う。
 - ③ 日々の受益証券（投資証券）の販売や解約取引と会計帳簿との突合及びその処理の妥当性を検討する。
 - ④ 代金決済に係る銀行勘定照合表等の証憑書類と会計帳簿との突合を行う。

- ⑤ 未払解約金・償還金の金額の妥当性を確かめる。
- ⑥ 日々の発行済受益証券口数（投資口数）が日々の一口当たり純資産（出資勘定）価額の計算に用いられていることを確かめる。
- (2) 発行済受益証券口数（投資口数）に関する記録の妥当性の検証
 - ① ファンドが販売業者等から入手した報告書とファンドの帳簿との調整を期中において適切に実施していることを確かめる。
 - ② 当該調整項目について、必要に応じて証憑書類と突合する。
 - ③ 必要に応じて期末現在残高に関して販売業者や信託会社等へ確認する。
- (3) 投資者への分配金及び再投資に関する記録の妥当性の検証
 - ① 収益分配金の計算の妥当性を確かめる。
 - ② 収益分配金算定の法令及び諸規則、規約等への準拠性を確かめる。
 - ③ 収益分配金の決定方法の妥当性を確かめる。
 - ④ 分配基準日現在の受益証券口数（投資口数）と販売業者等からの報告書との突合を行う。
 - ⑤ 分配金支払に係る銀行勘定照合表等の証憑書類との突合を行う。
 - ⑥ 分配金合計と販売業者等の分配金支払代理人からの配当通知との突合を行う。
 - ⑦ 未払収益分配金が適切に計上され、純資産価額計算に適切に反映されていることを確かめる。
 - ⑧ 元本（出資総額又は出資剰余金）からの払戻しに相当する金額が適切に計算されていることを確かめる。
 - ⑨ 販売業者等の分配金支払代理人からの報告書に基づき再投資されるべき口数の計算の妥当性を確かめる。
 - ⑩ 分配金再投資に伴い純資産（出資勘定）に計上すべき口数及び金額と会計帳簿との突合を行う。
 - ⑪ 日々分配が行われるファンドの場合における検証は、監査対象期間中の一定の日を選定して実施する。
- (4) その他
 - ① 収益調整金勘定及び分配準備積立金についてその計算の妥当性を確かめる。
 - ② 期末における一単位当たり（投資口一口当たり）純資産額の計算の妥当性を確かめる。
 - ③ 投資者から寄せられた苦情に関する文書の査閲を行う。
 - ④ 未払解約金・償還金について販売業者等へ確認する。
 - ⑤ 受益証券（投資証券）取引が法令及び諸規則、目論見書、約款、規約等に準拠している旨、経営者による確認書に記載されていることを確かめる。

《(3) オープン・エンド型投資法人における留意点》

85. オープン・エンド型投資法人において出資の払戻しが行われた場合には、関連する契約書等により基準価額を確認し、投資法人計算規則や一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って、適切に処理されていることを検討する。

【ファンドの中間財務諸表の監査】

《7. ファンドの中間財務諸表の監査》

86. ファンドの中間財務諸表監査は、監基報910に従い、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して行う。

ただし、ファンドの特殊性に鑑み、ファンドの中間監査における有価証券の実在性及び時価の検証は、年度末監査と同様に重要であることに留意する。

【継続企業の前提に関する監査人の検討】

《8. 継続企業の前提に関する監査人の検討》

《(1) 原則的な取扱い》

87. 通常の企業活動と異なり、投資信託及び投資法人は、投資信託約款又は規約に定めることにより、設定当初から存続期限を設けることやあらかじめ設定された条件を満たすことで繰上償還ができる有期限性を前提とする場合がある。そのため、存続期限が定められた以降は、継続企業の前提が成立していないのではないかという見解があり得る。しかし、投資信託及び投資法人の有期限性は、投資家及び財務諸表の利用者に周知されており、また、定められた存続期間内に投資家から預かった資金を投資信託約款又は規約に定められた投資方針に従って適切に運用し、存続期限末日までに資産の回収及び負債の返済を終え、残余財産を換金して投資家に分配することは、正常な事業活動の一環として認知されている。したがって、有期限性がある投資信託及び投資法人における継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況とは、存続期限が定められていることではなく、正常な事業活動が阻害される場合、すなわち存続期限内に資産の回収及び負債の返済が完了されないおそれがある場合を想定して検討するのが適当である。

《(2) 運用資産が日々時価評価されている投資信託における取扱い》

88. 運用資産が日々時価評価されている投資信託の場合には、日々その清算価値に準じた価額が計算されているため、継続企業の前提に関する検討は実質的な意味を持たないことが多い。

また、投資信託は金銭信託であるため（投信法第8条、第52条）、法律に基づき償還金は全て金銭で支払われなければならないことから、償還期間の定めもないことから、償還期末日後極めて短期間に償還金が支払われる。償還期末日の貸借対照表に計上さ

れるのは、現金及び現金同等物のほか、償還期末日後償還金支払いまでの数日以内に受払いがなされる少額の確定債権又は債務のみとなり、償還期においても、継続企業の前提の下での会計処理が適用可能と考えられる。

したがって、運用資産が日々時価評価されている投資信託については、継続企業の前提に関する検討は実質的な意味を持たない。

《(3) 投資法人に関する取扱い》

89. 投資法人における継続企業の前提とは、投資法人計算規則第60条において、「当該投資法人の営業期間の末日において、投資法人が将来（規約に存続期間の定めがあるときは、当該存続期間）にわたって営業活動を継続するとの前提」であると定義されている。そのため、有期限ではない投資法人では、原則どおり、監査基準委員会報告書570「継続企業」（以下「監基報570」という。）に従って、経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性を検討する。

存続期間の定めのある投資法人の継続企業の前提に関する検討は、監基報570に基づき行うが、存続期間内に資産の回収及び負債の返済を終え、残余財産を換金して投資家に分配するという正常な事業活動が阻害され、定められた存続期間の末日まで正常な事業の継続ができない状況にないかどうかを検討することに留意する。また、期末日の翌日から存続期限まで12か月に満たない投資法人の経営者の評価期間は、存続期間の末日までとなることに留意する。

存続期間の定めがある投資法人では、具体的には、通常、以下の状況が存在する場合には、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合であると考えられる。

- i) 存続期間の末日まで一年未満となっており、資産の処分方針の実行に重要な不確実性が存在する場合
- ii) 存続期間の末日まで一年未満となっているが資産の処分方針がなく、存続期限の延長を計画しているが、当該計画の実行に重要な不確実性が存在する場合

これら場合には、「継続企業の前提に関する注記」に従い、以下の事項が適切に注記されているか留意する。

- ① 予定された存続期間の末日に正常に事業活動を終了することについて、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

90. 存続期間の末日まで1年を満たない状況においては、存続期間までに全ての資産の回収、負債の返済、残余財産の換金が行われることが事業活動の重要な目的であ

り前提となる。このため、会計上も、当該前提や活動の進捗状況を考慮した適切な見積り等が行われる必要があることに留意する。特に、運用資産の評価においては、早期換金化による流動性リスク等も加味した適切な評価が行われているかどうかにも留意する。

《Ⅳ 適用》

91. 本報告は、平成15年3月1日以降に計算期間又は特定期間の終了する財務諸表等について適用する。
92. 「業種別監査委員会報告第14号「投資信託及び投資法人における当面の監査上の取扱い」の一部改正について」（平成15年9月2日）については、平成15年9月1日以後終了する計算期間又は特定期間に係る監査及び中間計算期間に係る中間監査から適用する。
93. 「業種別監査委員会報告第14号「投資信託及び投資法人における当面の監査上の取扱い」の改正について」（平成16年10月20日）については、平成16年4月1日以後開始する計算期間又は特定期間に係る監査及び同日以後開始する中間計算期間に係る中間監査から適用する。
94. 「業種別委員会報告第14号「投資信託及び投資法人における当面の監査上の取扱い」の改正について」（平成17年1月18日）については、平成16年12月1日以後に提出される投資法人の有価証券報告書等に含まれる財務諸表又は中間財務諸表の監査又は中間監査から適用する。
95. 「業種別委員会報告第14号「投資信託及び投資法人における当面の監査上の取扱い」の改正について」（平成17年12月19日）については、平成17年12月31日以後終了する計算期間又は特定期間に係る監査及び同日以後終了する中間計算期間に係る中間監査から適用する。ただし、改正事項のうちリスク・アプローチに係る監査手続に関する事項については、平成17年10月28日に公表された「監査基準の改訂に関する意見書」及び「中間監査基準の改訂に関する意見書」並びに「監査に関する品質管理基準の設定に係る意見書」の実施に合わせて適用する。
96. 「業種別委員会報告第14号「投資信託及び投資法人における当面の監査上の取扱い」の改正について」（平成18年7月19日）については、平成18年5月1日以後終了する計算期間又は特定期間に係る監査及び同日以後終了する中間計算期間に係る中間監査から適用する。
97. 「業種別委員会報告第14号「投資信託及び投資法人における当面の監査上の取扱い」の改正について」（平成20年5月20日）については、平成20年4月1日以後開始する計算期間又は特定期間に係る監査及び同日以後開始する中間計算期間に係る中間監査から適用する。

ただし、改正後の「Ⅳ 監査報告書の文例」については、平成20年4月1日以後

に発行する監査報告書及び中間監査報告書から適用する。

また、平成20年3月改正の金融商品会計基準の適用に伴う改正部分は、同基準を適用する計算期間又は特定期間に係る監査及び中間計算期間に係る中間監査から適用する。

98. 「業種別委員会報告第14号「投資信託及び投資法人における当面の監査上の取扱い」の改正について」（平成23年10月17日）については、平成23年10月17日以後に発行する監査報告書及び中間監査報告書から適用する。ただし、平成23年4月1日前に開始する計算期間又は特定期間に係る監査及び同日前に開始する中間計算期間に係る中間監査については、なお従前の例による。
99. 「業種別委員会実務指針第14号「投資信託及び投資法人における当面の監査上の取扱い」の改正について」（平成25年2月26日）については、平成25年4月1日以後開始する計算期間又は特定期間に係る監査及び同日以後開始する中間計算期間に係る中間監査から適用する。ただし、同日前に開始する計算期間又は特定期間に係る監査及び同日前に開始する中間計算期間に係る中間監査から適用することができ
100. 「業種別委員会実務指針第14号「投資信託及び投資法人における監査上の取扱い」の改正について」（平成25年10月1日）については、平成25年10月1日から適用する。
101. 「業種別委員会実務指針第14号「投資信託及び投資法人における監査上の取扱い」の改正について」（平成27年3月31日）は、平成27年4月1日以後開始する営業期間又は計算期間に係る監査から適用する。ただし、平成27年3月31日以後に発行する監査報告書から適用することを妨げない。
102. 「業種別委員会実務指針第14号「投資信託及び投資法人における監査上の取扱い」の改正について」（平成28年2月29日）は、平成28年2月29日以後終了する営業期間に係る監査から適用する。ただし、平成27年4月1日以後開始する営業期間に係る監査から適用することを妨げない。

以 上

《付録》

《付録 1 監査報告書の文例》

以下において、監査報告書の文例（無限責任監査法人の場合で、公認会計士法第34条の10の4第2項に規定する指定証明であるとき）を示し、実務の参考に供するものとする。

文例1－金融商品取引法による投資信託財産の監査における監査報告書

（一般目的の財務報告の枠組みかつ適正表示の枠組みである財務諸表に対する任意監査の監査報告書の文例を含む。）

文例2－金融商品取引法による投資信託財産の中間監査における中間監査報告書

（一般目的の財務報告の枠組みかつ適正表示の枠組みである財務諸表に対する任意監査の中間監査報告書の文例を含む。）

文例3－特別目的の財務報告の枠組みかつ準拠性の枠組みである財務諸表に対する任意監査の監査報告書

文例4－金融商品取引法による投資法人の監査における監査報告書

文例5－金融商品取引法による投資法人の中間監査における中間監査報告書

文例6－投信法による投資法人の監査における監査報告書

監査報告書の取扱いについては、以下の監査基準委員会報告書を参考にされたい。

- ・ 監査基準委員会報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- ・ 監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
- ・ 監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
- ・ 監査基準委員会報告書710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」
- ・ 監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」
- ・ 監査基準委員会報告書560「後発事象」

また、除外事項付意見を表明する場合等の監査報告書の文例については、監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」を参考にされたい。なお、金融商品取引法による投資信託委託会社又は信託会社等の監査報告書及び中間監査報告書の取扱いについては、本実務指針では対応していないため、留意されたい。

また、上記の文例におけるファンドの「計算期間」について、「特定期間」とすることが適当な場合には、「特定期間」と読み替えるものとする。

文例 1 ―金融商品取引法による投資信託財産の監査における監査報告書

（一般目的の財務報告の枠組みかつ適正表示の枠組みである財務諸表に対する
任意監査の監査報告書の文例を含む。）

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社（投資信託委託会社又は信託会社等）

取締役会 御中

○ ○ 監査法人

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 ○○○○ 印

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 ○○○○ 印

（注 1）

当監査法人（注 2）は、金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている（注 3）（ファンドの名称）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（注 4）に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注 2）の責任は、当監査法人（注 2）が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人（注 2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人（注 2）に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人（注２）の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注２）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注２）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注２）は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（注４）に準拠して、（ファンドの名称）の平成×年×月×日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

〇〇株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員（注２）との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人

代 表 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

② 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印

③ 監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

〇〇〇〇 公認会計士事務所
公認会計士 〇〇〇〇 印
〇〇〇〇 公認会計士事務所
公認会計士 〇〇〇〇 印

(注2) 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

(注3) 一般目的の財務報告の枠組みかつ適正表示の枠組みである財務諸表（償還期の財務諸表を含む。）に対する任意監査の監査報告書の場合、「金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている」を削除する。

(注4) 一般目的の財務報告の枠組みかつ適正表示の枠組みである財務諸表（償還期の財務諸表を含む。）に対する任意監査の監査報告書の場合、「「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とする。

文例２－金融商品取引法による投資信託財産の中間監査における中間監査報告書
(一般目的の財務報告の枠組みかつ適正表示の枠組みである財務諸表に対する
任意監査の中間監査報告書の文例を含む。)

独立監査人の中間監査報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社（投資信託委託会社又は信託会社等）

取締役会 御中

○ ○ 監査法人

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 ○○○○ 印

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 ○○○○ 印

(注１)

当監査法人（注２）は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている（注３）（ファンドの名称）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準（注４）に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注２）の責任は、当監査法人（注２）が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人（注２）は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人（注２）に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損

なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人（注２）の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注２）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注２）は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人（注２）は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準（注４）に準拠して、（ファンドの名称）の平成×年×月×日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

〇〇株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員（注２）との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人

代 表 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

② 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印

③ 監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

〇〇〇〇 公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 印

〇〇〇〇 公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 印

(注2) 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

(注3) 一般目的の財務報告の枠組みかつ適正表示の枠組みである私募投資信託の財務諸表に対する任意監査の監査報告書の場合、「金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている」を削除する。

(注4) 一般目的の財務報告の枠組みかつ適正表示の枠組みである中間財務諸表に対する任意監査の中間監査報告書の場合、「「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 38 条の 3、第 57 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準」とする。

文例 3－特別目的の財務報告の枠組みかつ準拠性の枠組みである財務諸表に対する任意監査の監査報告書

文例の前提となる状況

- ・ 私募投資信託において、当該私募投資信託の受益者に信託財産の状態及び損益の状況を明らかにするため、比較情報が省略された財務諸表に対する任意監査
- ・ 会計処理に関しては、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、表示及び開示に関しては、財務諸表等規則及び同規則第2条の2の規定による投資信託財産計算規則をベースとしつつ、比較情報が省略されている。
- ・ 財務諸表等規則において要求されている比較情報が省略されているため、適用される財務報告の枠組みは特別目的かつ準拠性の枠組みである。
- ・ 監査契約書において、監基報210の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。
- ・ 監査報告書の配布及び利用は制限されていない。
- ・ 財務諸表の注記には以下の記載がある。

財務諸表作成の基礎

本財務諸表は、ファンドの受益者に信託財産の状態及び損益の状況を明らかにするため、会計処理に関しては我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、表示及び開示に関しては「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（第6条に規定する比較情報を除く。）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」に基づいて作成されている。

本財務諸表の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下のとおりである。

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社（投資信託委託会社又は信託会社等）

取締役会 御中

〇〇監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

（注１）

当監査法人（注２）は、（ファンドの名称）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、注記「財務諸表作成の基礎」に記載された会計の基準に準拠して財務諸表を作成することにある。また、財務諸表作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注２）の責任は、当監査法人（注２）が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人（注２）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人（注２）に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人（注２）の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され

る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注２）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注２）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注２）は、上記の財務諸表が、すべての重要な点において、注記「財務諸表作成の基礎」に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

財務諸表作成の基礎

注記「財務諸表作成の基礎」に記載されているとおり、財務諸表は、ファンドの受益者に信託財産の状態及び損益の状況を明らかにするために注記「財務諸表作成の基礎」に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人（注２）の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

〇〇株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員（注２）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人

代 表 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

② 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 ○○○○ 印

③ 監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

○○○○ 公認会計士事務所
公認会計士 ○○○○ 印
○○○○ 公認会計士事務所
公認会計士 ○○○○ 印

(注2) 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

文例 4－金融商品取引法による投資法人の監査における監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

〇〇投資法人

役員会 御中

〇 〇 監査法人

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 〇〇〇〇 印

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 〇〇〇〇 印

(注 1)

当監査法人（注 2）は、金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられている〇〇投資法人の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第〇期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注 2）の責任は、当監査法人（注 2）が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人（注 2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人（注 2）に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人（注 2）の判断により、不正又は誤

謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注２）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注２）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注２）は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇投資法人の平成×年×月×日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

投資法人与当監査法人又は業務執行社員（注２）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人

代 表 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

② 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印

③ 監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

〇〇〇〇 公認会計士事務所

公認会計士 ○○○○ 印
○○○○ 公認会計士事務所
公認会計士 ○○○○ 印

(注2) 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

文例 5－金融商品取引法による投資法人の中間監査における中間監査報告書

独立監査人の中間監査報告書

平成×年×月×日

〇〇投資法人

役員会 御中

〇 〇 監査法人

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 〇〇〇〇 印

公認会計士 〇〇〇〇 印

(注1)

当監査法人（注2）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられている〇〇投資法人の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第〇期計算期間の中間計算期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間投資主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注2）の責任は、当監査法人（注2）が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人（注2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人（注2）に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

る。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人（注２）の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注２）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注２）は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人（注２）は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇投資法人の平成×年×月×日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する中間計算期間（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）の損益及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

投資法人与当監査法人又は業務執行社員（注２）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注１）① 監査人が監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人

代 表 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

② 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 ○○○○ 印

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 ○○○○ 印

③ 監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

○○○○ 公認会計士事務所

公認会計士 ○○○○ 印

○○○○ 公認会計士事務所

公認会計士 ○○○○ 印

(注2) 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

文例 6－投信法による投資法人の監査における監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

〇〇投資法人
役員会 御中

〇 〇 監査法人	
指 定 社 員	公認会計士 〇〇〇〇 印
業務執行社員	
指 定 社 員	公認会計士 〇〇〇〇 印
業務執行社員	

(注 1)

当監査法人（注 2）は、「投資信託及び投資法人に関する法律」第130条の規定に基づき、〇〇投資法人の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第〇期営業期間の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書及び注記表（注 3）、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書（資産運用報告及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。以下同じ。）について監査を行った。なお、資産運用報告及びその附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、資産運用報告及びその附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、法令及び規約並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（注 4）に準拠して計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注 2）の責任は、当監査法人（注 2）が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びに

これらの附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人（注２）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人（注２）に計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人（注２）の判断により、不正又は誤謬による計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注２）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注２）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注２）は、上記の計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書が、法令及び規約並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（注４）に準拠して、当該計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

投資法人と当監査法人又は業務執行社員（注２）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）① 会計監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないとき

には、以下とする。

〇〇監査法人

代 表 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

② 会計監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印

③ 会計監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

〇〇〇〇 公認会計士事務所
公認会計士 〇〇〇〇 印
〇〇〇〇 公認会計士事務所
公認会計士 〇〇〇〇 印

(注2) 会計監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

(注3) 投資法人計算規則第32条第3項の規定に基づき、注記表と題する計算書類を作成していない場合には、「計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書及び注記表、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書（資産運用報告及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）」を、「計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書（資産運用報告及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。）」とする。

(注4) 投信法第128条では、投資法人の会計は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとしていることから、「企業会計の慣行」は会計監査人が監査を行うに当たっての判断の拠り所となるものと考えられる。

ただし、金融商品取引法監査に係る監査報告書の文言と整合するよう、この会計監査人が監査を行うに当たっての判断の拠り所を文中「企業会計の基準」として示した。

《付録２ 投資法人における買換特例圧縮積立金に係る注記の文例》（第 58 項参照）

（貸借対照表の注記又はその他の注記）

＊１ 投資法人の計算に関する規則第２条第２項28号に定める買換特例圧縮積立金です。内訳は以下のとおりです。

項目	内訳			合計 (単位：千円)
対象資産	A 物件 土地及び建物	B 物件 土地	未定 (特別勘定)	
発生原因と金額	平成○年○月の C 物件売却に伴 う売却益○○千 円	平成○年○月の D 物件売却に伴 う売却益○○千 円	平成○年○月の E 物件売却に伴 う売却益○○千 円	
取崩し方針	税務上の益金算 入に合わせて取 崩しを行います。	税務上の益金算 入に合わせて取 崩しを行います。	指定期間中に対 象資産を取得し た後、対象資産 の税務上の益金 算入に合わせて 取崩しを行います。	
当期取崩しにつ いての説明	上記取崩し方針 に従い、当期に 対象資産の減価 償却に対応して 生じた税務上の 益金算入額に相 当する金額の取 崩しを行いました。	対象資産が非償 却資産であるた め、当期は税務 上の益金算入額 が生じておりま せん。従いまし て、取崩しを行 っておりませ ん。		
金額 (単位：千円)				
当期積立て・取 崩し前残高	10, 000	20, 000		30, 000
損益計算書 における取 崩し	△ 100			△ 100
貸借対照表残高	9, 900	20, 000		29, 900
金銭の分配 に係る計算 書における 積立て			10, 000	10, 000
金銭の分配 に係る計算 書における 取崩し				0
当期積立て・取 崩し後残高	9, 900	20, 000	10, 000	39, 900

以 上